

# 宮田村営墓地使用許可申請書

年 月 日

宮田村長 様

〔申請者〕  
現住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

〔管理者〕  
現住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先〔電話〕

下記のとおり宮田村営墓地の使用を許可してください。

## 記

1 宮田村営墓地

宮田村4291番地〔駒ヶ原墓地〕

〔位置〕 第 号

宮田村6595番地〔大原墓地〕

2 区画数 \_\_\_\_\_ 区画

3 既存墓地の有無 有 ・ 無

4 申請理由 \_\_\_\_\_

5 その他

以下、村処理欄

課長	係長	係	台帳処理日	本人確認
				免・個・住写付・旅・在力・資・ 聴・住写無・保・介・年・学・社・ 他（ ）

# 確 約 書

〔村営墓地使用許可の条件〕

- 1 分譲墓地は貸与地とする。
- 2 火葬による埋葬とすること。
- 3 他人に墓地を譲渡しないこと。
- 4 墓地に灌木以外の樹木は植えないこと。
- 5 石碑は他の墓地に迷惑をかけないように乱立しないこと。
- 6 墓地は常に清掃等につとめること。
- 7 墓石設置にあたり事前に隣接者の立会い又了解を得ること。
- 8 墓地以外の場所に立ち入らないこと。
- 9 ごみは各自持ち帰ること。
- 10 墓地使用者または管理人が変更したときは届け出ること。
- 11 墓地使用者は宮田村営墓地使用者組合に加入しなければならない。
- 12 上記以外で特別の条件が生じたときは、村と協議する。
- 13 墓地の返還を生じた場合の返還額は次によるものとする。

許可より経過年数	使用料の返還額
5年未満	使用許可時の80%とする
10年未満	使用許可時の40%とする
10年以上	全額返還しない

前項による返還基準は**墓地使用があった場合は該当せず**、使用料は返還しないものとする。

- 14 使用者は、墓地を使用しなくなった時は、直ちに村長に届け出るとともに、当該墓地を原状（更地）に回復して返還しなければならない。

墓地使用にあたり、上記の条件を遵守します。

宮田村長

様

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 